

第4回WTO閣僚会議の結果について

平成13年11月
農林水産省

1. 日時 平成13年11月9日(金)～14日(水)

2. 場所 ドーハ(カタール国)

3. 参加国 WTO加盟142カ国及びオブザーバー39カ国

(我が国からは、平沼経済産業大臣(政府代表)、武部農林水産大臣、植竹外務副大臣ほかが出席)

4. 全体概要

閣僚レベルによる調整の結果、幅広くバランスのとれた項目を交渉対象とする新ラウンドを立ち上げる閣僚宣言が採択された。これにより、既に開始されている農業交渉は、新ラウンドの一部として、他の分野とともに一括して合意されるべきものとして位置付けられることとなった。

また、中国及び台湾のWTO加盟が正式に承認された。

5. 閣僚宣言のポイント

(1) 農業関係

- ・ ケアンズ諸国の主張していた「農工一体論」や非貿易的関心事項への限定条件は盛り込まれず、「非貿易的関心事項が農業協定で規定されているとおり交渉において考慮されることを確認する」という記述になった。
- ・ 市場アクセス、輸出補助金、国内支持の3分野の記述全体につき「交渉の結果を予断せず」との文言が加えられ、農業交渉の結果を予断すべきでないとの我が国の主張が受け入れられた。
- ・ 交渉モダリティ(交渉の取り進め方)の決定を2003年3月末、オファーの提出を次回閣僚会議までとした上で、交渉期限は、他の分野と同時の2005年1月1日とされた。

(2) 林水産関係

- ・ 閣僚宣言の総則において、「持続可能な開発の目的へのコミットメントを再確認する」旨明記された。
- ・ 非農産品の市場アクセスが交渉対象とされた(林水産物についても、この中で交渉されることとなる)。
- ・ 補助金協定の規律の明確化と改善の交渉を行うこととなり、漁業補助金についてもその中で取り扱われることとなった。

(3) 貿易と環境

- ・ 貿易と環境を交渉対象とすることについて、EUがこれを強く求めた一方、途上国等に反発が強かったが、最終的には、既存のWTO協定と多国間環境協定(MEA)に定められた貿易上の義務の関係等について、交渉を行うこととなった。
- ・ 貿易と環境委員会(CTE)において、環境に関連する表示等につき検討作業を行い、第5回閣僚会議に対し、交渉を行うべきか否かを含む将来の行動について勧告することとなった。

(4) その他の分野

- ・ アンチ・ダンピングを交渉対象とすることについて、米国が反対していたが、表現上の修正を加えた上で、規律の明確化・改善を目指す交渉を行うこととなった。
- ・ 投資・競争については、交渉対象とすることに途上国の反対が強かったが、第5回閣僚会議で交渉の取り進め方について合意の後、交渉することとなった。
- ・ LDC諸国からの産品に対する無税・無枠の市場アクセスを供与するとの目標を約束する旨記述された。
- ・ このほか、貿易円滑化や政府調達の透明性等について、交渉を行うこととされた。

(5) 交渉組織・期限等

- ・ 交渉の期限は、2005年1月1日までとされた。
- ・ 交渉は、シングル・アンダー・テーキング(一括受諾方式)の原則による旨記述された。
- ・ 交渉を監督する貿易交渉委員会(TNC)を設置することとし、その初回会合を2002年1月末までに開催することとされた。

* 上記の閣僚宣言と併せて、実施問題に関する決定及び知的所有権協定と公衆衛生に関する宣言が採択された。